

# 第2期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2018年6月27日(水曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時)

## 場所

栃木県教育会館 大ホール  
栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号

第2期定時株主総会会場は宇都宮市の栃木県教育会館となっております。末尾の総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

中継会場を常陽銀行本店に設けております。54頁記載の「中継会場ご案内図」をご参照ください。

昨年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 目次

第2期定時株主総会招集ご通知……………	2
(株主総会参考書類)……………	5
<b>第1号議案</b> 取締役（監査等委員である 取締役を除く。） 7名選任の件	
<b>第2号議案</b> 監査等委員である 取締役5名選任の件	
<b>第3号議案</b> 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	
(添付書類)	
第2期事業報告……………	16
連結計算書類……………	46
計算書類……………	48
監査報告書……………	50

---

## ごあいさつ



取締役社長  
寺門 一義

取締役副社長  
松下 正直

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

常陽銀行と足利ホールディングスとの経営統合により「めぶきフィナンシャルグループ」が発足してから、おかげさまで、2017年10月に1周年を迎えることができました。これもひとえに、皆さまからの温かいご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当社グループは、統合シナジーの発現を通じ、経営統合効果を皆さまに実感いただくため、第一次グループ中期経営計画の目指す姿である「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」の実現に向け、常陽銀行・足利銀行のネットワークを活用した地域企業の成長支援、地域経済の活性化や総合金融サービスの規模・範囲の拡大などに積極的に取り組んでおります。

今後とも、地域振興・地方創生のけん引役として、グループの創意を結集し、質の高い総合金融サービスの提供により地域の持続的成長に貢献する金融グループとして邁進する所存でございますので、一層のご厚誼ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2018年6月吉日

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

取締役社長 寺門 一義

取締役副社長 松下 正直

(証券コード 7167)  
2018年6月1日

株主各位

東京都中央区八重洲二丁目7番2号  
株式会社めぶきフィナンシャルグループ  
取締役社長 寺門 一義

## 第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。




敬 具

記

1. 日 時	2018年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）						
2. 場 所	栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号 栃木県教育会館 大ホール (当社の宇都宮本社所在地である宇都宮市を株主総会の開催場所としております。会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。)						
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第2期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> </li> <li>● 決議事項           <table border="0"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>監査等委員である取締役5名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td> </tr> </table> </li> </ul>	第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	第2号議案	監査等委員である取締役5名選任の件	第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件						
第2号議案	監査等委員である取締役5名選任の件						
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件						

昨年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 4. 議決権行使等についてのご案内

 <p><b>株主総会ご出席による 議決権行使</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p> <table border="1"><tr><td><b>開催日時</b></td><td><b>2018年6月27日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)</b></td></tr></table>	<b>開催日時</b>	<b>2018年6月27日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)</b>	 <p><b>郵送による 議決権行使</b></p> <p>同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお同封の記載面保護シールをご利用ください。</p> <table border="1"><tr><td><b>行使期限</b></td><td><b>2018年6月26日(火) 午後5時到着分まで</b></td></tr></table>	<b>行使期限</b>	<b>2018年6月26日(火) 午後5時到着分まで</b>	 <p><b>インターネット等による 議決権行使</b></p> <p>議決権行使ウェブサイト (<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。</p> <table border="1"><tr><td><b>行使期限</b></td><td><b>2018年6月26日(火) 午後5時まで</b></td></tr></table>	<b>行使期限</b>	<b>2018年6月26日(火) 午後5時まで</b>
<b>開催日時</b>	<b>2018年6月27日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)</b>							
<b>行使期限</b>	<b>2018年6月26日(火) 午後5時到着分まで</b>							
<b>行使期限</b>	<b>2018年6月26日(火) 午後5時まで</b>							

詳細は次ページを参照ください

- (1) 重複行使の取扱い  
議決権行使書面の郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。  
また、インターネット等で複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) インターネット開示事項について
  - A. 下記①から③までの事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。
  - B. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト <http://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/>

以上

- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主さまに委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## 1 議決権行使ウェブサイトについて

- 1 インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

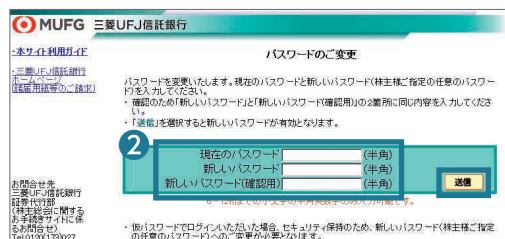
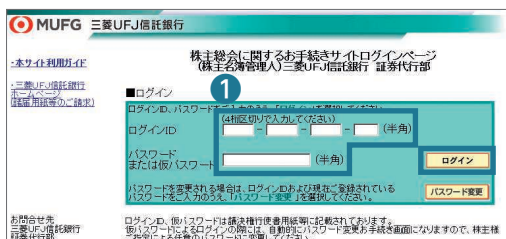
### ◎携帯電話をご利用の場合

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。



## 2 インターネット等による議決権行使方法について

- 1 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。



## 3 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

- 1 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主さまのご負担となります。
- 2 携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

### 機関投資家さま向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該議決権行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で協議した結果、特に指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	ささ じま りつ お 笹 島 律 夫	再任 取締役 経営企画担当（経営企画部）
2	まつ した まさ なお 松 下 正 直	再任 取締役副社長（代表取締役）
3	てら かど かず よし 寺 門 一 義	再任 取締役社長（代表取締役）
4	ほり え ゆたか 堀 江 裕	再任 取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当（経営管理部）
5	むら しま えい じ 村 島 英 嗣	再任 取締役 経営管理（バーゼル）担当 （経営管理部バーゼル室）
6	し みず かず ゆき 清 水 和 幸	再任 取締役 地域創生担当 （地域創生部）
7	あき の てつ や 秋 野 哲 也	新任 経営企画部統括部長

1

ささ じま りつ お  
**笹 島 律 夫**

1958年3月3日生

再任

所有する当社の株式の数：37,287株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社常陽銀行入行	2009年6月	同 経営企画部長
2000年7月	同 経営企画部次長	2011年6月	同 執行役員 経営企画部長
2005年6月	同 経営企画部副部長	2013年6月	同 常務取締役
2006年6月	同 郡山支店長	2016年10月	当社 取締役 経営企画担当（現任）
2008年4月	同 市場金融部長	2017年6月	株式会社常陽銀行 専務取締役（現任）

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役頭取就任予定

● 候補者とした理由等

2013年6月に常陽銀行常務取締役に就任し、2016年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、同義です。）候補者といたしました。

2

まつ した まさ なお  
**松 下 正 直**

1957年2月8日生

再任

所有する当社の株式の数：20,800株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社足利銀行入行	2014年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役 株式会社足利銀行 常務執行役
2002年6月	同 公務金融部長	2014年6月	株式会社足利ホールディングス 取締役 兼代表執行役社長
2004年8月	同 融資本部副部長	2016年6月	株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役 頭取
2005年10月	同 伊勢崎支店長	2016年10月	株式会社足利銀行 取締役頭取（現任） 当社 取締役副社長（現任）
2007年4月	同 真岡支店長		
2009年1月	同 執行役		
2012年6月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営企画部長 株式会社足利銀行 常務執行役 総合企 画部長		

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

2009年1月に足利銀行執行役に就任して以降、足利ホールディングス取締役兼代表執行役社長、及び足利銀行取締役兼代表執行役頭取、足利銀行取締役頭取、2016年10月より当社取締役副社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。



3

てら かど かず よし  
寺 門 一 義

1952年1月28日生

再任

所有する当社の株式の数：111,272株

## ● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社常陽銀行入行	2001年6月	同 個人事業部長兼くらしと事業の相談センター長
1994年7月	同 審議室審議役	2002年6月	同 経営企画部長
1996年6月	同 多賀支店長	2003年6月	同 執行役員 経営企画部長
1998年7月	同 営業統括部副部長	2005年6月	同 常務取締役
1999年6月	同 個人企画部副部長	2009年6月	同 専務取締役
2000年7月	同 個人事業部副部長	2011年6月	同 取締役頭取（現任）
		2016年10月	当社 取締役社長（現任）

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役会長就任予定

## ● 候補者とした理由等

2005年6月に常陽銀行常務取締役役に就任して以降、専務取締役、取締役頭取、2016年10月より当社取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といいたしました。

4

ほり え ゆたか  
堀 江 裕

1957年11月11日生

再任

所有する当社の株式の数：10,400株

## ● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社足利銀行入行	2009年6月	同 執行役
2001年6月	同 桐生西支店長	2014年4月	同 常務執行役
2002年6月	同 リスク統括室長	2015年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営管理部長
2004年6月	同 総合管理部長		株式会社足利銀行 専務執行役
2006年6月	同 人事部長	2016年6月	株式会社足利銀行 専務取締役（現任）
2006年9月	同 郡山支店長	2017年6月	当社 取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当（現任）
2008年4月	同 高崎支店長		

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 専務取締役

## ● 候補者とした理由等

2009年6月に足利銀行執行役に就任して以降、足利ホールディングス執行役経営管理部長、及び足利銀行専務執行役、足利銀行専務取締役、2017年6月より当社取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といいたしました。



**5** **村島英嗣** 1955年7月1日生 **再任**

所有する当社の株式の数：58,578株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社常陽銀行入行	2010年6月	同 執行役員 営業統括部長
1999年7月	同 三郷支店長	2011年6月	同 執行役員 営業推進部長
2001年6月	同 経営監査部法務室長	2012年6月	同 常務執行役員 営業本部副本部長
2005年6月	同 リスク統括部長	2013年6月	同 常務取締役 (現任)
2007年6月	同 経営監査部長	2016年10月	当社 取締役 経営管理 (バーゼル) 担当 (現任)
2008年6月	同 個人事業部長		

**重要な兼職の状況** 株式会社常陽銀行 専務取締役就任予定

● 候補者とした理由等

2013年6月に常陽銀行常務取締役に就任し、2016年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

**6** **清水和幸** 1961年9月11日生 **再任**

所有する当社の株式の数：11,100株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社足利銀行入行	2014年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営管理部長
2004年10月	同 財務企画本部チーフマネージャー		株式会社足利銀行 執行役
2006年6月	同 企画室長	2015年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営企画部長
2008年6月	同 総合企画部長		株式会社足利銀行 常務執行役
2008年7月	株式会社足利ホールディングス 経営企画部長 (兼務)	2016年6月	株式会社足利銀行 常務取締役 (現任)
2009年1月	株式会社足利銀行 栃木支店長	2016年10月	当社 取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当
2010年6月	同 宇都宮中央支店長	2017年6月	当社 取締役 地域創生担当 (現任)
2012年4月	同 執行役員 営業推進部長		
2012年6月	同 執行役員 営業企画部長		

**重要な兼職の状況** 株式会社足利銀行 専務取締役就任予定

● 候補者とした理由等

2014年4月に足利ホールディングス及び足利銀行の執行役に就任して以降、足利ホールディングス執行役経営企画部長、及び足利銀行常務執行役、足利銀行常務取締役、2016年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式の数：20,450株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社常陽銀行	入行	2015年6月	同	人事部長
2006年3月	同	経営管理部付	2016年6月	同	執行役員 人事部長
2008年6月	同	営業統括部次長	2016年10月	当社	経営管理部担当部長
2011年6月	同	営業統括部副部長	2017年6月	当社	経営企画部統括部長（現任）
2012年6月	同	下妻支店長		株式会社常陽銀行	執行役員 経営企画部長（現任）
2013年6月	同	リスク統括部長			

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 常務取締役就任予定

● 候補者とした理由等

2016年10月に当社経営管理部担当部長に就任して以降、経営企画部統括部長を務めるなど、当社及び常陽銀行の経営企画・経営管理部門での豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における現在の地位及び担当
1	寺 門 好 明	再任	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）
2	小 野 訓 啓	再任	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）
3	きく ち りゅうざぶろう 菊 池 龍三郎	再任	取締役（監査等委員） （社外取締役）
4	なが さわ とおる 永 沢 徹	再任	取締役（監査等委員） （社外取締役）
5	し みず たかし 清 水 孝	再任	取締役（監査等委員） （社外取締役）

1

てら かど よし あき  
寺 門 好 明

1950年6月4日生

再任

所有する当社の株式の数：40,863株

## ● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社常陽銀行 入行	2006年6月	同 執行役員 営業統括部長
1995年4月	同 人事部次長	2008年6月	同 常任監査役
2000年4月	同 人事部副部長	2016年6月	同 常任監査役 退任
2002年6月	同 県庁支店長	2016年10月	当社 取締役（監査等委員）（現任）
2004年6月	同 執行役員 個人事業部長		

## 重要な兼職の状況

## ● 候補者とした理由等

2008年6月に常陽銀行常任監査役に就任し、2016年10月より当社取締役（監査等委員）をそれぞれ務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

2

お の くに ひろ  
小 野 訓 啓

1957年1月11日生

再任

所有する当社の株式の数：9,900株

## ● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社足利銀行 入行	2012年6月	同 取締役
2003年6月	同 大平支店長	2013年6月	株式会社足利ホールディングス 取締役
2004年10月	同 新宿支店長	2016年6月	株式会社足利銀行 取締役 退任
2007年10月	同 事務企画部長	2016年10月	当社 取締役（監査等委員）（現任）
2010年6月	同 執行役 次期システム推進管理室長	2017年6月	株式会社めぶきリース 監査役（現任）
2011年10月	同 執行役		

## 重要な兼職の状況 株式会社めぶきリース 監査役

## ● 候補者とした理由等

2010年6月に足利銀行執行役に就任し、2012年6月より足利銀行取締役、2013年6月より足利ホールディングス取締役（監査委員）、2016年10月より当社取締役（監査等委員）をそれぞれ務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

**3** きく ち りゅうざぶろう  
**菊池 龍三郎** 1940年8月27日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数：18,306株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1969年4月	水戸短期大学 講師	2004年9月	国立大学法人 茨城大学学長
1971年4月	同 助教授	2008年8月	同 学長 退任
1972年4月	茨城大学 助手	2009年6月	株式会社常陽銀行 社外取締役
1974年4月	同 講師	2013年9月	常磐大学 人間科学部教育学科 特任教 授 (現任)
1976年4月	同 助教授		
1986年4月	同 教授	2016年6月	株式会社常陽銀行 社外取締役 退任
1996年9月	同 教育学部長・評議員	2016年10月	当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

● 候補者とした理由等

過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、大学教育に長く携わった専門的な知識と幅広い知見により、2009年6月より常陽銀行社外取締役、2016年10月より当社社外取締役 (監査等委員) として職務を適切に遂行しており、当社の経営全般にわたり、引き続き専門の見地による適切な指導・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役 (監査等委員) としての就任期間は本総会終結の時をもって1年9ヵ月となります。

**4** なが さわ とおる  
**永沢 徹** 1959年1月15日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数：一株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	弁護士登録	2016年6月	株式会社足利ホールディングス 社外取 締役
1995年4月	永沢法律事務所 (現永沢総合法律事務所) 開設 代表弁護士 (現任)	2016年10月	当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2007年9月	グリーン株式会社 社外監査役 (現任)		
2015年6月	東邦ホールディングス株式会社 社外 取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

永沢総合法律事務所 代表  
グリーン株式会社 社外監査役  
東邦ホールディングス株式会社 社外取締役

● 候補者とした理由等

過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通した弁護士としての専門的知見及び経験を有し、2016年6月より足利ホールディングス社外取締役、2016年10月より当社社外取締役 (監査等委員) として職務を適切に遂行しており、当社の経営全般にわたり、引き続き専門の見地による適切な指導・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、本総会終結の時をもって、同氏は当社社外取締役としての就任期間が2年となり、監査等委員である取締役としての就任期間が1年9ヵ月となります。

所有する当社の株式の数：一株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年4月	早稲田大学商学部 専任講師	2002年8月	カリフォルニア大学バークレー校 客員 研究員（2003年8月まで）
1997年4月	同 助教授	2005年4月	早稲田大学大学院会計研究科 教授（現 任）
2000年9月	商学博士（早稲田大学）	2016年10月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2002年4月	早稲田大学商学部 教授		

重要な兼職の状況 早稲田大学大学院会計研究科 教授

● 候補者とした理由等

過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、会計学に精通した専門的な知識と幅広い見聞を有し、2016年10月より当社社外取締役（監査等委員）として職務を適切に遂行しており、当社の経営全般にわたり、引き続き専門的見地による適切な指導・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての就任期間は本総会終結の時をもって1年9ヵ月となります。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 菊池龍三郎、永沢徹、清水孝の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菊池龍三郎、永沢徹、清水孝の3氏は社外取締役候補者であります。監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、現在各氏と締結している会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 菊池龍三郎、永沢徹、清水孝の3氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、3氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

## <ご参考> 社外取締役の独立性基準

当社における「社外取締役の独立性基準」は以下のとおりです。

### ○当社「社外取締役の独立性基準」

独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての法的要件を満たし、かつ、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社の主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む。）、またはその業務執行取締役等
  - ア. 直近の事業年度における連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けている者
  - イ. 当社グループから受ける融資残高が最上位となっている者で、かつ他の調達手段により短期的に代替が困難と判断される場合
- (3) 当社グループの主要な取引先（次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む。）、またはその業務執行取締役等
  - ア. 当社グループに対して、直近の事業年度における当社連結業務粗利益の2%以上の支払いを行っている者
  - イ. 当社グループが、その資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等
- (4) 当社グループから、過去3年平均にて年間1,000万円を超える寄付等を受けている法人・団体等の理事その他の業務執行取締役等
- (5) 当社グループから、役員報酬以外に過去3年平均にて年間1,000万円以上の報酬その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。）
- (6) 過去3年間に於いて、上記（1）から（5）の条件に該当する者
- (7) 当社グループとの間において社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- (8) 本人の配偶者または二親等以内の親族が、上記（1）から（7）の条件に該当する者
- (9) その他、当社的一般株主全体との間で上記（1）から（8）において考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者



## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会の開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役 後藤直樹氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、定款の定めにより、本議案の補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、本総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ご とう なお き  
後 藤 直 樹

1960年7月28日生

社外

独立

所有する当社の株式の数：一株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年4月	弁護士登録	2018年4月	日本司法支援センター（法テラス）茨城事務所 所長（現任）
2014年4月	茨城県弁護士会 会長 日本弁護士連合会 常務理事		
2015年3月	茨城県弁護士会 会長 退任 日本弁護士連合会 常務理事 退任		

- (注) 1. 後藤直樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。  
後藤直樹氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくことができると考え、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、本議案が承認され、後藤直樹氏が社外取締役に就任する場合、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、本議案が承認され、後藤直樹氏が社外取締役に就任する場合、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## 1. 当社の現況に関する事項

### 1 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社常陽銀行（以下、「常陽銀行」といいます。）及び株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」といいます。）をはじめとする連結子会社14社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

#### 金融経済環境

2017年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で景気は緩やかな回復基調が続き、輸出は海外経済が回復する下で持ち直し、生産も緩やかに増加しました。

当社グループの主要営業地盤である北関東地域においても、企業の生産活動や個人消費の改善の動きが継続し、総じて緩やかな景気の回復基調が続きました。

金融市場を見ると、円の対米ドル相場は、年度当初から年末にかけて1ドル・110円前後で推移しましたが、その後、米国の財政赤字拡大や貿易政策に対する懸念などから円高に転じ、年度末は1ドル・106円台の水準となりました。日経平均株価は、夏場以降、企業の好業績を背景として上昇に転じ、1月下旬には26年ぶりに24,000円台を回復しましたが、その後は米国の金利上昇や「適温相場」の反動リスクなどが警戒され、年度末は21,000円前後まで下落しました。金利は、日本銀行のマイナス金利政策継続により、短期金利は年度を通じてマイナス圏で推移し、長期金利は概ね0%から0.1%の範囲内で推移しました。

### (経営戦略)

こうした環境のもと、当社グループは、目指す姿を「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」とする第1次グループ中期経営計画（2016年10月1日～2019年3月31日）を展開しております。常陽銀行と株式会社足利ホールディングスの経営統合によって発足した当社グループは、2017年10月1日をもって発足から丸1年が経過しました。当期においても、「地域創生への創意結集」、「総合金融サービスの拡充」、「エリア・チャンネルの拡充」、「オペレーションの革新」、「新グループの経営管理態勢の構築」の5つの統合基本戦略のもと、統合シナジーの発現と経営統合効果をお客さまに実感いただくための諸施策に取り組みました。

「地域創生への創意結集」では、子銀行である常陽銀行、足利銀行（以下、常陽銀行と足利銀行をあわせて「両子銀行」といいます。）のネットワーク活用により、主要地盤の産業特性を踏まえた幅広い支援施策を展開し、地域企業の成長支援や地域経済の活性化に取り組みました。具体的には、前年度に続き、「第2回めぶきビジネスアワード」を実施し、地域に潜在する革新的・創造的な事業プランの掘り起こしに取り組みただほか、「めぶき地域創生ファンド」の支援枠を倍増し、地域の発展に資する事業者への投融資の拡大を図りました。また、地元大学との連携協力協定を締結し、地域の企業の課題解決、競争力強化に向け、大学発ベンチャーの創出・事業化支援の枠組みを整備いたしました。さらに、食品事業者の新商品開発、農業生産者の6次産業化を支援する「食品加工技術商談会『デコ・ボコ・マッチング』」、食関連事業者の販路拡大などを支援する「食の商談会」、企業の強みや特長をまとめた技術提案書を活用した商談会「ものづくり企業フォーラム」の開催など、多くの事業者の技術開発や商談機会の創造に取り組みました。こうした中で、子銀行の「ものづくり企業支援」の取り組みが、地方創生に資する特徴的な事例として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部より表彰されました。

「総合金融サービスの拡充」では、発足1周年記念施策として、マイカーローン・教育ローンの金利割引キャンペーンや「めぶき資産運用セミナー」を両子銀行において共同展開したほか、両子銀行の共同により、ネット専用住宅ローン「めぶきdeかりかえ」を開発するなど、お客さまの多様なニーズにお応えいたしました。また、常陽銀行の子会社であった株式会社常陽リース、常陽証券株式会社に関し、株式会社めぶきリース（以下、「めぶきリース」といいます。）、めぶき証券株式会社（以下、「めぶき証券」といいます。）にそれぞれ商号変更するとともに、当社の直接出資子会社とし、両子銀行との更なる連携強化を通じた総合金融サービスの機能拡充に取り組みました。

「エリア・チャネルの拡充」では、常陽銀行が船橋支店、足利銀行が所沢支店を開設し、千葉県北西部・埼玉県南部から東京都内にかけての当社グループの面的ネットワークの充実を図りました。また、常陽銀行がハノイに、足利銀行がバンコクに、それぞれ駐在員事務所を設置し海外ネットワークの拡充に取り組んだほか、めぶきリースが足利営業部、めぶき証券が宇都宮支店を新設するなど、総合金融サービスの提供エリア拡大にも積極的に取り組みました。

「オペレーションの革新」では、両子銀行において残高や入出金明細の照会ができるスマートフォン向けアプリの取扱い開始や両子銀行のICキャッシュカード発行事務や書類搬送業務の共同化を実施するなど、お客さまのサービス向上とグループ内の業務効率化に取り組みました。また、2020年1月を目途に、足利銀行の基幹システムを常陽銀行と同じChance地銀共同化システムへ移行することを踏まえ、組織体制を整備し、業務運営の基盤となるグループ共通のプラットフォームの構築とシステム経費の削減、業務の共通化・共同化に向けた検討を本格的に開始しました。

「経営管理態勢の構築」では、当社グループ内における内部監査機能の当社への集約を進め、経営管理の高度化を図ったほか、両子銀行の支店長クラス及び本部スタッフの相互人材交流、両子銀行出身者のめぶきリース、めぶき証券への配置などを進め、企業文化の融合、相互理解の深化に取り組みました。また、当社グループの従業員のワークライフバランスの推進と生産性の向上への取り組みを進め、両子銀行とも、経済産業省が主催する健康経営優良法人認定制度の「健康経営優良法人2018」に認定されました。

(主要勘定等の動き)

以上のように、シナジー創出並びに業績向上に向けた取り組みを推進した結果、当期における当社グループの連結業績は、経常収益が2,623億73百万円となり、経常費用が1,988億51百万円となりました。この結果、経常利益は635億21百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、430億69百万円となりました。

当社グループの連結財政状態につきましては、総資産が前年度末比6,454億円増加の16兆7,698億円となり、純資産は前年度末比250億円増加の8,881億円となりました。

主要な科目につきましては、預金は、個人預金を中心に前年度末比4,708億円増加の13兆9,779億円、貸出金は、住宅ローンや地域の中小企業向け融資への積極的取り組みにより前年度末比2,532億円増加の10兆4,979億円、有価証券は国債の償還等により前年度末比139億円減少の4兆1,767億円となりました。

主要な子会社である常陽銀行及び足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

**【常陽銀行】**

経常収益は、役務取引等収益や株式等売却益が増加しましたが、その他業務収益に含まれる国債等債券売却益の減少を主因に前年度比28億51百万円減少し、1,382億1百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少などにより前年度比41億27百万円減少し、1,012億61百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比12億76百万円増加し、369億39百万円となり、当期純利益は前年度比10億58百万円増加し、255億13百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比3,567億円増加の10兆537億円、負債が前年度末比3,503億円増加の9兆4,540億円となりました。また、純資産は、前年度末比64億円増加の5,996億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや地域の中小企業向け融資への積極的な取り組み等により、前年度末比964億円増加の6兆635億円となりました。有価証券は、相場動向に応じた適切なポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比90億円増加の2兆8,025億円となりました。預金は、個人預金を中心に増加し、前年度末比2,686億円増加の8兆5,090億円となりました。

### 【足利銀行】

経常収益は、金利低下により貸出金利息が減少しましたが、有価証券利息配当金や役務取引等収益の増加により、前年度比12億94百万円増加の990億62百万円となりました。経常費用は、資金調達費用やその他業務費用の増加等により、前年度比32億83百万円増加の677億77百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比19億89百万円減少の312億84百万円となりました。また、税金費用の増加もあり、当期純利益は前年度比50億57百万円減少の213億54百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比2,868億円増加の6兆7,645億円、負債が前年度末比2,820億円増加の6兆4,422億円となりました。また、純資産は、前年度末比47億円増加の3,222億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや地域の事業者向け融資への積極的な取り組み等により、前年度末比1,688億円増加の4兆5,172億円となりました。有価証券は、国債や地方債の償還等により、前年度末比261億円減少の1兆3,910億円となりました。預金は、個人預金、法人預金ともに増加し、前年度末比1,972億円増加の5兆5,298億円となりました。

## 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行、ICT（情報通信技術）や経済のグローバル化の進展がもたらす産業構造の変動に加え、日本銀行のマイナス金利政策の下で、収益環境や競争環境の厳しさが増しております。他方で、AI（人工知能）やロボット技術の進展を背景とした第四次産業革命の潮流が加速し、金融サービスの広がりによる成長機会の創出機運も高まっております。

こうした中、当社グループの主要営業地盤である北関東地域は、首都圏に隣接する地理的優位性に加え、高速交通網の整備を背景に高いポテンシャルを有しており、当社グループの広域ネットワークを最大限に活かし、地域の課題解決に主体的に取り組むとともに、ICT活用や働き方改革による生産性向上を積極的に進めることにより、これまで以上に地域創生に貢献していく中で成長機会を的確に取り込んでいくことが当社グループの課題と認識しております。

このため、当社グループは、第1次グループ中期経営計画の目指す姿「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」の実現に向け、両子銀行が永年にわたって築いてきたお客さま、地域とのリレーションを深化させながら、両子銀行のネットワークを活用した経済交流圏域の広がり追求や地域産業の掘り起こし、総合金融サービスの規模・範囲の拡大を図るとともに、生産性向上に向けた取り組みを進め、地域とともに持続的な成長を目指してまいります。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、グループ役員一同全力を尽くしてまいります。引き続き一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。



## 2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	967	1,024	2,132	2,623
経常利益	210	303	522	635
親会社株主に帰属する当期純利益	170	224	1,584	430
包括利益	439	193	1,596	391
純資産額	2,871	3,031	8,630	8,881
総資産	58,642	61,060	161,244	167,698

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、2016年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施しております。本株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、常陽銀行が取得企業となるため、当社の本株式交換直前の連結上の資産・負債を時価評価した上で、常陽銀行の連結貸借対照表に引き継いでおります。このため、当社の2016年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の連結業績は、常陽銀行の2016年度上半期6ヵ月（2016年4月1日～2016年9月30日）の連結業績に、当社の2016年度下半期6ヵ月（2016年10月1日～2017年3月31日）の連結業績を合算した金額となっております。この影響で2016年度以降の各計数は、2014年度及び2015年度と比較して大幅に変動しております。

## □ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
営業収益	154	129	130	200
受取配当額	147	120	120	188
銀行業を営む子会社	147	120	120	188
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	169	105	101	169
1株当たり当期純利益	51円00銭	31円59銭	13円42銭	14円39銭
総資産	3,044	3,016	7,745	7,731
銀行業を営む子会社株式等	2,800	2,800	7,272	7,232
その他の子会社株式等	－	－	－	40

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。  
 なお、期中の平均発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を使用しております。

## 3 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	6,175人	491人	6,099人	504人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含みません。

## 4 企業集団の主要な営業所等の状況

### イ 銀行業

#### 【常陽銀行】

##### ①営業所数の推移

			当年度末	前年度末
茨	城	県	店 うち出張所 148 ( 30)	店 うち出張所 146 ( 28)
福	島	県	10 ( -)	10 ( -)
栃	木	県	8 ( 1)	8 ( 1)
千	葉	県	7 ( -)	6 ( -)
東	京	都	5 ( -)	5 ( -)
そ	の	他 府 県	5 ( -)	5 ( -)
合		計	183 ( 31)	180 ( 29)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末3か所）設置しております。

##### ②当年度新設営業所

営業所名	所在地
船橋支店	千葉県船橋市本町七丁目10番1号
大宮支店 常陸大宮野口出張所	茨城県常陸大宮市野口字上川原2532番地7
太田支店 鯨ヶ丘出張所	茨城県常陸太田市東二町2249番地

(注) 当年度において、以下の駐在員事務所を新設いたしました。

(海外駐在員事務所の新設)

ハノイ駐在員事務所

5<sup>th</sup> Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street,  
Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam

##### ③株式会社常陽銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

##### ④株式会社常陽銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## 【足利銀行】

### ①営業所数の推移

			当 年 度 末		前 年 度 末	
栃 木 県	店	うち出張所	112	( 41)	112	( 41)
群 馬 県	15	( 5)			15	( 5)
茨 城 県	7	( 1)			8	( 2)
埼 玉 県	17	( -)			17	( 1)
東 京 都	1	( -)			1	( -)
福 島 県	1	( -)			1	( -)
合 計	153	( 47)			154	( 49)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末1か所）設置しております。

### ②当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
所沢支店	埼玉県川越市脇田本町11番地13（川越支店内）

(注) 当年度において、以下の駐在員事務所を新設いたしました。

（海外駐在員事務所の新設）

バンコク駐在員事務所 27<sup>th</sup> Floor, BHIRAJ TOWER AT EMQUARTIER, 689 Sukhumvit Rd. (Soi 35),  
North Klongton, Vadhana, Bangkok

### ③株式会社足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

### ④株式会社足利銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## □ その他の事業

株式会社めぶきリース	本社（水戸市）、宇都宮営業部、つくば営業部
めぶき証券株式会社	本社（水戸市）、水戸支店、宇都宮支店、つくば支店
常陽信用保証株式会社	本社（水戸市）
足利信用保証株式会社	本社（宇都宮市）
株式会社常陽クレジット	本社（水戸市）
株式会社あしぎんカード	本社（宇都宮市）

## 5 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合計
設備投資の総額	11,203	195	11,398

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社常陽銀行	ソフトウェア	2,283
		太田支店新築工事	235
	株式会社足利銀行	ソフトウェア	3,784
		自動機（ATM）の新設・更改	452
		佐野支店新築工事	386
		館林支店新築工事	326
		霞山寮新築工事	207

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。

## 八 重要な設備の処分・除却等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社常陽銀行	中野寮売却	820

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 6 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当社が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市 南町二丁目5 番5号	銀行業務	1935年 7月30日	85,113	100.00	
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮 市桜四丁目1 番25号	銀行業務	1895年 9月25日	135,000	100.00	
株式会社めぶきリース	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	リース業務	1974年 9月25日	100	100.00	
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	証券業務	2007年 11月30日	3,000	100.00	
常陽信用保証株式会社	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	信用保証業務	1978年 4月20日	30	(100.00)	
足利信用保証株式会社	栃木県宇都宮 市桜四丁目1 番25号	信用保証業務	1978年 12月21日	50	(100.00)	

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社常陽クレジット	茨城県水戸市南町三丁目4番12号	クレジットカード業務	1982年8月30日	百万円 100	% (100.00)	
株式会社あしぎんカード	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	クレジットカード業務	1982年3月25日	30	(100.00)	
株式会社常陽産業研究所	茨城県水戸市三の丸一丁目5番18号	調査、コンサルティング業務	1995年4月3日	100	(100.00)	
株式会社あしぎん総合研究所	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	調査、コンサルティング、ソフトウェア開発業務	2009年4月7日	70	(100.00)	
常陽コンピューターサービス株式会社	茨城県水戸市西原二丁目16番25号	ソフトウェア開発業務及び計算受託業務	1973年4月26日	47.5	(100.00)	
常陽ビジネスサービス株式会社	茨城県ひたちなか市笹野町一丁目8番1号	事務受託代行業務	1984年3月24日	100	(100.00)	
常陽施設管理株式会社	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	不動産賃貸業務等	1999年3月17日	100	(100.00)	
常陽キャッシュサービス株式会社	茨城県水戸市新原一丁目3番3号	現金自動設備の保守・管理業務	1999年4月14日	50	(100.00)	

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 議決権比率欄の( )は、間接議決権比率であります。

## 重要な業務提携の概要

該当事項はありません。



## 7 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
第一生命保険株式会社	30,000百万円	19,948千株	1.69%
株式会社足利銀行	20,000百万円	一千株	—%
日本生命保険相互会社	15,000百万円	34,487千株	2.93%
株式会社あおぞら銀行	15,000百万円	一千株	—%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,000百万円	40,118千株	3.40%

- (注) 1. 借入金残高は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 8 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## 9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

日付	企業集団の現況に関する重要な事項
2017年4月3日	当社は、株式会社常陽銀行が保有する株式会社常陽リースの全株式を現物配当により取得し、同社を当社の直接出資子会社といたしました。また、株式会社足利銀行の完全子会社である足利信用保証株式会社におけるリース事業を株式会社常陽リースに一本化するとともに、株式会社常陽リースは、「株式会社めぶきリース」に商号を変更いたしました。
2017年4月3日	株式会社常陽銀行の完全子会社である常陽証券株式会社は、「めぶき証券株式会社」に商号を変更いたしました。
2017年10月2日	当社は、株式会社常陽銀行が保有するめぶき証券株式会社の全株式を現物配当により取得し、同社を当社の直接出資子会社といたしました。

## 2. 会社役員に関する事項

### 1 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
寺門 一 義	取締役社長 (代表取締役)	株式会社常陽銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
松 下 正 直	取締役副社長 (代表取締役)	株式会社足利銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
坂 本 秀 雄	取締役 地域創生担当	株式会社常陽銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	
堀 江 裕	取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当 (経営管理部)	株式会社足利銀行 専務取締役	
笹 島 律 夫	取締役 経営企画担当 (経営企画部)	株式会社常陽銀行 専務取締役	
清 水 和 幸	取締役 地域創生担当 (地域創生部)	株式会社足利銀行 常務取締役	
村 島 英 嗣	取締役 経営管理 (バーゼル) 担当 (経営管理部バーゼル室)	株式会社常陽銀行 常務取締役	
寺 門 好 明	取締役 (監査等委員) (常勤監査等委員)		
小 野 訓 啓	取締役 (監査等委員) (常勤監査等委員)		
菊 池 龍三郎	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		
永 沢 徹	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	永沢総合法律事務所 代表 グリー株式会社 社外監査役 東邦ホールディングス株式会社 社外 取締役	
清 水 孝	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	早稲田大学大学院会計研究科 教授	財務及び会計に関する相当の知見を有する者であります。

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 寺門好明氏及び小野訓啓氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

2. 取締役（監査等委員）菊池龍三郎氏、永沢徹氏及び清水孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、菊池龍三郎氏、永沢徹氏及び清水孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	9人	77 (9)
取 締 役 (監査等委員)	5人	61 (-)
計	14人	138 (9)

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「取締役（監査等委員を除く）」の支給人数には、2017年6月28日開催の第1期定時株主総会の終結の時をもって退任した2名が含まれております。
3. 「取締役（監査等委員を除く）」の報酬等には、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当該事業年度中の費用計上額5百万円及び当期の役員賞与引当金繰入額4百万円が含まれており、これらの合計額を（ ）に内書きしております。
4. 2016年6月28日開催の定時株主総会において定められた「取締役（監査等委員を除く）」の報酬限度額は年額200百万円、「取締役（監査等委員）」の報酬限度額は年額80百万円であります。
5. 「取締役（監査等委員を除く）」と「取締役（監査等委員）」の報酬総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、以下のとおり決定しております。
- 「取締役（監査等委員を除く）」の報酬等は、報酬月額、賞与、ストックオプションの3つによって構成され、いずれも定められた基準にもとづき取締役会にて決定しております。各取締役（監査等委員を除く）の報酬月額は、役位別に報酬月額の基本額を定めております。賞与につきましては、連結の利益水準（自己資本当期純利益率）に基づく上限額を定め、その範囲内において賞与の支給総額を決定し、各取締役（監査等委員を除く）への配分は各々の業績への貢献度合いを勘案し決定することとしております。ストックオプションにつきましては、1株当たりの権利行使価額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型のストックオプションを付与しており、各取締役（監査等委員を除く）のストックオプション報酬額は報酬月額の基本額に応じて決定しております。
- 「取締役（監査等委員）」の報酬等は、報酬月額のみで構成されております。この報酬月額は、監査等委員会が制定する報酬に関する規程によって、常勤・非常勤の別によって定めており、各取締役（監査等委員）の報酬額は同規程に従って決定しております。
- なお、当社には、使用人兼務役員はおりません。

### 3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
菊池 龍三郎	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
永沢 徹	
清水 孝	

## 3. 社外役員に関する事項

### 1 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 1 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

また、当社の社外役員は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員と親族関係その他これに準ずる関係にありません。

### 2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
菊池 龍三郎	1年6か月	当期開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席しております。	学識経験及び幅広い見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
永沢 徹	1年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
清水 孝	1年6か月	当期開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また監査等委員会14回の全てに出席しております。	財務・会計に関する学識経験及び幅広い見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### 3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	18 (うち報酬以外の金額 一)	該当ありません

(注) 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### 4 社外役員の見解

該当事項はありません。

## 4. 当社の株式に関する事項

### 1 株式数

発行可能株式総数	3,000,000千株
発行済株式の総数	1,179,055千株

### 2 当年度末株主数

36,527名

### 3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	122,900千株	10.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	47,818千株	4.05%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	40,118千株	3.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,982千株	3.22%
日本生命保険相互会社	34,487千株	2.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	27,336千株	2.32%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	26,585千株	2.25%
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,225千株	1.88%
住友生命保険相互会社	21,659千株	1.83%
第一生命保険株式会社	19,948千株	1.69%

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,183千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 「株式会社三菱東京UFJ銀行」は、2018年4月1日をもって「株式会社三菱UFJ銀行」に商号変更しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 木 村 充 男 指定有限責任社員 山 口 圭 介 指定有限責任社員 松 浦 竜 人	34	① 当監査等委員会は、当社取締役や関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等は、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 ② 非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、Chance地銀共同化システム移行プロジェクトにおける第三者機関評価業務であります。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、135百万円でありませぬ。

### 2 責任限定契約

該当事項はありません。



### 3 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、かつ当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

#### ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社であります株式会社常陽銀行、株式会社めぶきリース、めぶき証券株式会社、常陽信用保証株式会社は、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### イ 決議の内容の概要

当社は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、内部統制システムの整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」といいます。）を当社グループ経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業活動の基本方針としての企業倫理、行動基準並びに反社会的勢力との関係を遮断する方針等を定めた「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、役職員に徹底をはかる。
- ②取締役会は、取締役会規程にもとづき適正に運営し、経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を適切に監督する。
- ③取締役会は、当社グループのコンプライアンスを管理統括する部署を設置し、コンプライアンス態勢の整備・確立をはかるとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する重要な業務執行の決定並びに分析・評価・改善をはからせ、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。
- ④取締役会は、当社グループの役職員が他の役職員による法令等に反する行為、不正な行為又はそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査等委員会又はコンプライアンスの管理統括部署に報告する体制、内部通報制度並びに懲戒にかかる規則等を整備し、法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。

⑤取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置し、コンプライアンス態勢等を含む内部管理の適切性と有効性を監査させる。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存・管理のために規程を整備し、諸会議の議事録及びその他の文書等として保存及び管理する。
- ②監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書等をいつでも閲覧することができることとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理の基本方針及び管理態勢等を定めた「グループリスク管理基本規程」を中心として、リスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク管理の統括部署を設置し、当社グループの損失の危険を適切に管理する。また、自然災害等により当社グループの事業活動等が深刻な損失を被る危機発生時に備えた事業継続体制を整備する。
- ②各種リスクは、可能な限り総合的に把握し管理運営することとし、各種リスク管理の方針・手続き等は業務内容や市場環境の変化を勘案して適時適切に見直しを行うこととする。
- ③取締役会は、当社グループが有するリスクを統括的に管理する責任者として、リスク管理担当役員をおくとともに、リスク管理に関する重要な業務執行の決定並びにリスク管理に関する事項の分析・評価・改善を行う「ALM・リスク管理委員会」を設置し、定期的に又は必要に応じ随時リスクの状況を把握・分析・評価させ、必要な対応を適時適切に指示する態勢を構築するほか、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、当社グループの目指す姿と業績目標を明確にするため、経営計画を策定する。
- ②取締役会は、当社の組織、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定め、業務の組織的、効率的かつ健全な運営をはかる。

- ③取締役会は、業務執行取締役の担当業務及び職務内容ごとに決裁権限を明確にした職務権限規程を定め、効率的な業務運営をはかる。
- ④業務執行取締役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において職務執行状況を報告する。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

- ①取締役会は、グループ内会社から当社に対して行う協議・報告事項を含む当社グループの経営管理に関する基本的事項を定め、当社グループの健全かつ適切な運営を確保する。

(子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ②当社は、グループ内会社の規模、特性及び事業内容等を踏まえつつ、直接又は直接出資会社をしてグループ内会社に対し、所在する各種リスク等に応じた対応規程等の制定などの必要な態勢整備をはからせるとともに、当社グループが抱える各リスクの特性を正しく認識・把握し、適切にリスクを管理する。

(子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ③当社は、当社グループの組織的、かつ効率的な事業活動展開のため、グループ内会社の事業内容、規模、当社グループ内におけるそれぞれの役割等を踏まえたうえで、各グループ内会社に対し、当社グループの経営理念、経営方針等を反映した経営計画を立案させ、その執行状況を適切に管理する。

(子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- ④当社は、グループ内会社に対し、直接又は直接出資子会社をしてコンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢並びに当社グループ内取引の適切性確保のための態勢等を整備させ、これを適切に管理する。
- ⑤当社の内部監査部署は、直接又は直接出資子会社の内部監査部門と連携して、当社グループ全体の内部監査態勢の把握につとめ、定期的かつ必要に応じて、監査の有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

#### (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の適切な管理体制を確立するため、態勢整備及び運用等にかかる必要な規則等を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

#### (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会室を設置し、監査業務の補助に足る能力・経験等を有した監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置する。

#### (8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する人事異動は、監査等委員会の同意を得るものとするほか、監査等委員会は当該使用人の人事考課に関し意見を付すことができるなどにより、その独立性を確保する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、専ら監査等委員の指示に従って監査等委員会の職務の補助を行うほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該使用人がその職務を遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう、配慮しなければならない。

#### (9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役会は、監査等委員会が当社グループにかかる重要事項を効率的に、かつ適時適切に把握できるよう、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対して報告すべき事項を定める。
- ②監査等委員は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができる。また、報告を求められた者は、その求めに従い、速やかに報告しなければならない。

**(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

**(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会又は監査等委員が職務の執行のためにその費用を請求したときは、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を必要に応じ任用する場合又は調査等の事務を委託する場合等に要する費用を含め、監査等委員会又は監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

**(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査部署は、監査等委員会と連携し内部監査の有効な実施につとめるほか、監査等委員会の意見を聴取のうえ、内部監査計画を策定し、内部監査の結果を監査等委員会に報告する。
- ②代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

なお、当社グループの内部監査態勢の整備にあたり、上記(5)を、2018年4月1日に次のとおり一部改定しております。(下線は改定部分であります。)

**(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①～④ (現行どおり)
- ⑤当社の内部監査部署は、直接又はグループ内会社の内部監査部署と連携して、当社グループ全体の内部監査態勢の把握につとめ、定期的かつ必要に応じて、監査の有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

## □ 体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保する体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

## (1) コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスをグループ経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの実効性を高めるために、取締役会において「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、企業倫理、行動基準、反社会的勢力との関係を遮断する方針を遵守することとしています。

「コンプライアンス委員会」を9回開催し、コンプライアンス・プログラムに関する当社グループの基本方針及びコンプライアンスに関する重要な決定を行うとともに、統括部署からコンプライアンス・プログラムの実践状況及びモニタリング結果の報告を受け対応策を決定しています。また、金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて2018年度グループ・アンチ・マネーローンダリング等基本方針を定め、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理態勢を構築・維持していくことを決定しております。

内部通報制度については、両子銀行のコンプライアンス統括部署並びに当社及び両子銀行の常勤監査等委員を社内の通報窓口としているほか、弁護士事務所に社外の通報窓口を設置しています。

## (2) リスク管理体制

当社グループは、取締役会において「グループリスク管理基本規程」を制定し、戦略リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、経営に影響を及ぼす可能性のあるすべてのリスクを許容できる範囲に制御していく統合的リスク管理を行っています。

「ALM・リスク管理委員会」を15回開催し、グループ内会社のリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえたプロセスの有効性の検証を行うとともに、グループ内会社に対し適時に必要な見直しを指示しています。

危機管理体制については、危機発生時においても人的・物的被害を最小限に留めるとともに重要な業務を継続又は早期復旧できるよう取締役会において「危機管理体制構築に関する基本規程」を制定し、両子銀行を中心として業務継続計画を策定しています。



### (3) 取締役の職務執行

取締役会は、迅速な業務執行を進めるため、業務執行上の重要事項を協議・決定する会議体として「経営会議」「ALM・リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」「システム統合委員会」を設置し、法令で許容される範囲において、業務執行権限を委譲しています。

当社における業務を適切・効率的に遂行するため、取締役会において「職務権限規程」を制定し、取締役の権限の範囲を明確にしています。「職務権限規程」では、運用にあたっての職務権限行使の基本原則・決裁ルールを明示しています。

主要な会議体の開催回数は以下のとおりです。

- ・取締役会 12回
- ・経営会議 17回
- ・システム統合委員会 12回

### (4) 内部監査

業務執行部門から独立した監査部が、業務執行部署・グループ内会社各社に対する監査を実施しています。監査結果については、監査対象部署の長に通知し、また、取締役会及び監査等委員会へ報告しています。

### (5) グループ経営管理体制

取締役会は「グループ内会社等管理規程」を制定し、グループ内会社から当社へ協議・報告すべき事項及びその方法を明示しており、グループ内会社から適切に協議又は報告を受けています。

当社のグループ経営方針等は、グループ内会社の経営方針に適切に反映させるとともに、当社が直接出資子会社の経営管理を行い、また直接出資子会社を通じて直接出資子会社以外のグループ内会社等の経営管理を行うことで、グループ経営管理の一体性を確保しています。



## (6) 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、社内取締役2名及び社外取締役3名で構成し、社内取締役2名は常勤の監査等委員としています。全監査等委員と代表取締役との意見交換や、常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員の報告聴取等を通じて監査等委員会の活動の実効性確保に努めています。

また、内部監査部門からグループ内会社を含めた内部監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査に関する中期活動計画や年度毎の内部監査計画の策定に監査等委員会の意見反映を行うなどにより、日常的かつ機動的に連携をはかっております。

加えて、直接出資子会社の監査等委員及び監査役との緊密な連携を図るため、定期的に意見交換等を行っています。会計監査人についても、必要に応じて監査等委員会へ出席させ、監査実施状況等について報告を受け、またリスク認識等について定期的に意見交換を行っています。

社員等が監査等委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを全役職員が閲覧可能な社内ネットワークに掲示し、周知しています。

監査等委員会の職務を補助する専担部署として監査等委員会室を設置し、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を配置しています。また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するため、当該使用人についての転出入は監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課に関しては監査等委員会が意見を付すことができること等を定めています。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の当該事業年度末の 帳簿価額	当社の総資産額
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	443,254百万円	773,153百万円
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号	280,000百万円	

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

### イ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、当社グループとしての成長に向けた資本の確保と、株主の皆さまへの適切な利益還元のバランスを考慮し、安定配当を目指します。

### ロ 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 連結計算書類

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

### 第2期末連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	1,708,734	預金	13,977,912
コールローン及び買入手形	14,636	譲渡性預金	272,640
買入金銭債権	15,388	コールマネー及び売渡手形	340,540
特定取引資産	12,539	売現先勘定	26,314
有価証券	4,176,768	債券貸借取引受入担保金	158,149
貸出金	10,497,976	特定取引負債	504
外国為替	6,416	借入金	877,856
リース債権及びリース投資資産	56,620	外国為替	708
その他資産	187,737	社債	5,000
有形固定資産	115,146	新株予約権付社債	31,881
建物	40,556	信託勘定借	11
土地	60,949	その他負債	114,060
リース資産	20	役員賞与引当金	129
建設仮勘定	1,202	退職給付に係る負債	6,014
その他の有形固定資産	12,416	役員退職慰労引当金	63
無形固定資産	14,801	睡眠預金払戻損失引当金	3,781
ソフトウェア	10,498	ポイント引当金	294
その他の無形固定資産	4,303	利息返還損失引当金	13
退職給付に係る資産	15,428	偶発損失引当金	1,603
繰延税金資産	2,119	特別法上の引当金	2
支払承諾見返	24,902	繰延税金負債	28,789
貸倒引当金	△ 79,324	再評価に係る繰延税金負債	9,226
投資損失引当金	△ 9	負ののれん	1,343
		支払承諾	24,902
<b>資産の部合計</b>	<b>16,769,883</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>15,881,743</b>
		<b>純資産の部</b>	
		資本金	117,495
		資本剰余金	148,541
		利益剰余金	489,697
		自己株式	△ 8
		株主資本合計	755,725
		その他有価証券評価差額金	120,727
		繰延ヘッジ損益	△ 56
		土地再評価差額金	14,182
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,656
		その他の包括利益累計額合計	132,197
		新株予約権	216
		<b>純資産の部合計</b>	<b>888,139</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>16,769,883</b>

## 第2期連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>262,373</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>160,508</b>	
貸出金利息	113,739	
有価証券利息配当金	45,584	
コールローン利息及び買入手形利息	108	
預け金利息	652	
その他の受入利息	423	
<b>信託報酬</b>	<b>42</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>50,717</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>3,669</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>4,768</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>42,666</b>	
償却債権取立益	2,088	
株式等売却益	13,078	
その他の経常収益	27,498	
<b>経常費用</b>		<b>198,851</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>14,155</b>	
預金利息	3,668	
譲渡性預金利息	91	
コールマネー利息及び売渡手形利息	589	
売現先利息	246	
債券貸借取引支払利息	2,395	
借入金利息	2,103	
社債利息	132	
その他の支払利息	4,926	
<b>役務取引等費用</b>	<b>13,740</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>8,411</b>	
<b>営業経費</b>	<b>120,427</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>42,117</b>	
貸倒引当金繰入額	6,903	
その他の経常費用	35,213	
<b>経常利益</b>		<b>63,521</b>
<b>特別利益</b>		<b>942</b>
固定資産処分益	942	
<b>特別損失</b>		<b>2,125</b>
固定資産処分損	312	
減損損失	1,813	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>62,338</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>20,182</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 913</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>19,269</b>
<b>当期純利益</b>		<b>43,069</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>43,069</b>

## 計算書類 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

### 第2期末貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	40,208
前払費用	337
繰延税金資産	27
その他	5,239
流動資産合計	45,813
<b>固定資産</b>	
無形固定資産	
商標権	42
ソフトウェア	3
無形固定資産合計	46
投資その他の資産	
関係会社株式	727,270
長期前払費用	22
投資その他の資産合計	727,292
固定資産合計	727,339
<b>資産合計</b>	<b>773,153</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
1年内返済予定の関係会社長期借入金	20,000
未払金	250
未払費用	315
未払法人税等	2,165
未払消費税等	32
役員賞与引当金	4
流動負債合計	22,767
<b>固定負債</b>	
新株予約権付社債	31,881
長期借入金	70,000
繰延税金負債	138
その他	153
固定負債合計	102,172
<b>負債合計</b>	<b>124,940</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	117,495
資本剰余金	
資本準備金	25,276
その他資本剰余金	451,656
資本剰余金合計	476,932
利益剰余金	
利益準備金	4,097
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	50,063
利益剰余金合計	54,161
自己株式	△ 593
株主資本合計	647,996
<b>新株予約権</b>	<b>216</b>
<b>純資産合計</b>	<b>648,212</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>773,153</b>

## 第2期損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>20,017</b>
関係会社受取配当金	18,800
関係会社受入手数料	1,217
<b>営業費用</b>	<b>1,642</b>
販売費及び一般管理費	1,642
<b>営業利益</b>	<b>18,375</b>
<b>営業外収益</b>	<b>63</b>
受取利息	63
その他	0
<b>営業外費用</b>	<b>1,979</b>
支払利息	1,640
支払保証料	337
その他	0
<b>経常利益</b>	<b>16,460</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>16,460</b>
法人税、住民税及び事業税	△ 555
法人税等調整額	57
法人税等合計	△ 497
<b>当期純利益</b>	<b>16,957</b>

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 充 男 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 圭 介 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 竜 人 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社めぶきフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 充 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 圭 介 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの2017年4月1日から2018年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

株式会社めぶきフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員	寺	門	好	明	Ⓔ
監査等委員	小	野	訓	啓	Ⓔ
監査等委員	菊	池	龍	三郎	Ⓔ
監査等委員	永	沢		徹	Ⓔ
監査等委員	清	水		孝	Ⓔ

(注) 監査等委員 菊池龍三郎、永沢徹及び清水孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 中継会場ご案内図

株主総会会場は次頁  
をご参照ください

## 中継会場にご来場の株主さまへ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場（宇都宮市）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主さまの権利の行使はできません。あらかじめ議決権行使をお済ませいただき、本招集ご通知をご持参のうえ、ご来場ください。

会 場

### 常陽銀行 本店8階会議室

茨城県水戸市南町二丁目5番5号 電話：029（231）2151（代表）



### 交通アクセス

- JR水戸駅北口より徒歩約9分

※駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

会場

## 栃木県教育会館 大ホール

栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号 電話：028 (621) 7177



※大谷街道の4車線化に伴い、**車両の会館北入り**が左折のみとなります。  
※右折車両は、会館東交差点から出入りしてください。

### 交通アクセス

- JRの場合：JR宇都宮駅から約4km 約25分

宇都宮駅 (西口)  
下車

バスターミナル⑥番⑦番  
関東バス「作新学院・駒生」行き

東中丸バス停 (会館前)  
下車

- 東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約20分

東武宇都宮駅  
下車

東武宇都宮駅前バス停  
関東バス「作新学院・駒生」行き

東武宇都宮駅と東武宇都宮駅前バス停の間は約300m程離れています。

※駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

- 第2期定時株主総会会場は宇都宮市となっております。上記総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。中継会場を常陽銀行本店に設けております。54頁記載の「中継会場ご案内図」をご参照ください。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。